

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成26年2月19日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）フレスコキクチ岩沼NSC

岩沼市大和135 外

### 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

株式会社キクチ 代表取締役 菊地 逸夫

福島県相馬市中村字宇多川町17番地

### 3 市町村の意見の概要

- （1） 繁忙期等の混雑が予想されるときは、渋滞等により周辺交通の妨げにならないよう案内表示や交通整理員の配置等により、通行車両及び歩行者等への交通安全に配慮した取組を実施していただきたい。
- （2） 万引き防止対策を実施していただきたい。また、閉店後の駐車場等が、未成年者等の溜まり場にならないよう、徹底した施設管理に配慮していただきたい。
- （3） 従業員採用の際は、地元雇用を優先するよう配慮をお願いしたい。
- （4） 大規模災害発生時、地域貢献として次の事項について協力をいただきたい。

イ 物資の協力

ロ 駐車場を避難場所や災害活動の拠点として開放

### 4 地域住民等の意見の概要

#### （1） 岩沼市商工会の意見

イ 立地予定地は準住居地域である。また、主要地方道岩沼蔵王線は2車線で道幅も狭く交通量もある。このため、開店当初も含めてかなりの交通渋滞が予想されるので、常時、交通渋滞を回避する交通誘導員の配置等、手段を講じて安全を図るべきである。

ロ 主要地方道岩沼蔵王線は2車線で道幅も狭く交通量があるほか、歩道・自転車道もないので、店舗に入るにはかなりの危険性を伴うものと考えられる。歩行者の往来と出入りの安全のため、歩行者・自転車専用の出入通路を設け、安全確保に当たるべきである。

ハ 店舗の周辺地域は閑静な住宅街である。騒音やアイドリング，ライトの光害などの影響が予想されるので，午後9時以降の騒音対策を講じてほしい。

ニ 駐車場利用時間帯以降に青少年や暴走族等が駐車場に侵入し，騒音の発生源になること及び青少年犯罪を惹起することが予想される。よって，利用時間帯以外は駐車場出入口に施錠し，また，警備員が深夜・早朝時に巡回すべきである。

ホ 店舗の周辺地域は閑静な住宅街であり，未成年者の来店が予想されるので，トイレや休憩施設等の配置においては死角にならないように配慮すべきである。また，警備員の常時巡回を徹底し，青少年の喫煙等の非行や万引き等の犯罪防止に努めるべきである。

ヘ 店舗の背後地は閑静な住宅街であるので，駐車場等の屋外灯，看板，車両のライト等の照明が夜間の睡眠等の妨げにならないよう，注意が必要である。

ト 岩沼市では中心市街地活性化に取り組んでいるので，店舗の配置及び運営，販売促進に当たっては，建物設置者の社会的責任において，開店前より従業員の引き抜きなど影響が及ばないように配慮するとともに，中心市街地のまちづくりや活性化事業に積極的に協力すべきである。

チ 店舗の撤退や大幅な変更は，周辺の生活環境やまちづくりに影響を与えるので，店舗の設置者及び商業者の社会的責任において事前に地元住民や関係機関と連絡・協議すべきである。とくに店舗閉鎖においては，店舗の原状回復を図るべきである。

リ 店舗の設置者及び商業者は，地域貢献を図るため，地域唯一の経済総合団体である岩沼市商工会に加入するとともに，地域のまちづくりやイベント・催事等に参加・協力するべきである。また，周辺の生活環境を保持するため，開店後，地元住民や商工会を含む関係機関と定期的に協議する機会を設けるべきである。

## (2) 地域住民の意見

なし

## 5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工経営支援課，宮城県県政情報センター及び岩沼市役所

## 6 縦覧期間

平成26年2月19日から平成26年3月19日まで（ただし，閉庁日を除く。）